

独立行政法人農畜産業振興機構の平成 28 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	<p>中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、農林水産大臣による平成 28 年度の総合評価が「B」評価<sup>*</sup>であったこと等を踏まえ、役員人事について反映させる事項はなかった。</p> <p><sup>*</sup>「B」評定が標準</p>
----------	--

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	<p>中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、農林水産大臣による平成 28 年度の総合評価が「B」評価<sup>*</sup>であったこと等を踏まえ、役員報酬について反映させる事項はなかった。</p> <p><sup>*</sup>「B」評定が標準</p>
----------	--

3. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	28 事業年度評価における主な指摘事項	平成 29 及び 30 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>○ 内部統制については、平成 27 年度に施行された独立行政法人通則法の一部改正に基づき、内部統制に係る体制・規程等を整備し、取組みを行っているが、今後も、その定着をさらに図るとともに、有効性の観点から随時見直しを図る必要がある。</p>	<p><b>【平成 29 年度】</b></p> <p>○ 機構における内部統制を推進するため、以下のような取組を行った。</p> <p>① 平成 29 年 5 月 29 日に内部統制委員会を開催し、内部統制推進報告会における検証結果の報告に基づき、課題や新たなリスク等の洗い出しを通じて横断的な評価を行い、改善策の検討等を行った。</p> <p>② 平成 29 年度コンプライアンス推進計画に基づき、研修会、認識度調査、教育資材視聴会等の各種取組を実施。また、従来の内部相談窓口に加えて、外部相談窓口を新たに設け、機構内で周知等を行った。</p>

		<p><b>【平成 30 年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構における内部統制を更に推進するため、以下のような取組を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成 30 年 5 月 28 日に内部統制委員会を開催し、内部統制推進報告会からの報告に基づき、平成 29 年度におけるモニタリング状況の報告等を行った。</li> <li>② 引き続き、平成 30 年度コンプライアンス推進計画に基づき、研修会、認識度調査、教育資材視聴会等の各種取組を実施する。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報セキュリティについては、業務等に即した関連規程等の見直し、マルウェア等の挙動を検知するソフトウェア等の継続運用、標的型メール攻撃を想定した訓練等の実施などの取組を行っており、重大なインシデントは発生していない。しかし、機構は多数の個人情報を持っていることから、外部からの標的型攻撃等による情報セキュリティの脅威が高まっている実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。</li> </ul>	<p><b>【平成 29 年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報セキュリティの強化を図るため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農水省情報セキュリティ規則等の改正を踏まえた、機構情報セキュリティ規程及びその下位規程の一部改正等。</li> <li>② 役職員を対象とした外部講師による情報セキュリティ研修会、標的型メール訓練、eラーニング、情報セキュリティ対策に係る自己点検等の実施。</li> <li>③ ネットワークセグメントの分離に係る方針案の策定、当該方針案の具体的な運用上の対応についての検討。</li> <li>④ 不正な通信を防ぐためのプロキシサーバの運用を開始したほか、サイバー攻撃の検知・対応サービス、情報漏えい対策としてのファイル暗号化システム、マルウェア等の挙動を検知するソフトウェア等の運用。</li> <li>⑤ 外部専門家による情報システムのセキュリティ診断の実施。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【平成 30 年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報セキュリティの更なる強化を図るため、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機構情報セキュリティ規程及び下位規程について、機構内の運用状況を踏まえて必要に応じ改正。</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 役職員を対象とした外部講師による情報セキュリティ研修会、標的型メール訓練、eラーニング、自己点検等の計画的実施。</li> <li>③ ネットワークセグメントの分離について、運用ルールを策定した上で、運用を開始。</li> <li>④ プロキシサーバ、サイバー攻撃の検知・対応サービス、ファイル暗号化システム、マルウェア等の挙動を検知するソフトウェア等について、運用を継続。</li> <li>⑤ 外部専門家によるセキュリティ診断について、内閣サイバーセキュリティセンターが機構に対して実施する情報セキュリティ監査の内容及び結果を踏まえ、必要性を検討の上、適切に実施。</li> </ul>
	<p>○ 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設の事後評価において、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が87%に止まり、達成度合が97%となったことから「c」評価とした。投資効率が1以下となった2件(肉用牛生産の新規参入等を支援する事業1件、食肉流通施設等を整備する事業1件)については、投資効率が1以下となった要因を踏まえ、事業実施主体と連携して的確な支援に努める必要がある。</p>	<p><b>【平成29年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資効率が1以下となった2件について、要因を分析するとともに、事業実施主体から改善策を提出させ、目標の達成に向けて指導を行った。</li> <li>○ また、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業については、平成26年度以降、早期指導の観点から、事業実施主体等と連携して支援体制の強化等に努め、経営開始当初のものも対象として行っており、平成29年度も引き続き、同様に4県7カ所(5事業実施主体)について現地調査・指導を実施した。</li> </ul> <p><b>【平成30年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、事前に事業実施主体等と密接に連絡を取るなどにより連携に努め、特に肉用牛生産の新規参入等を支援する事業においては、畜産経営の専門家とともに新規参入者の経営状況を調査し、直接指導等を行う。</li> </ul> <p>また、事業実施主体等に対し、これまでに行った現地調査・指</p>

		<p>導に基づき、安定経営に向けた情報の提供を行う。</p> <p>※肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は平成 27 年度から国に移管され、新規採択は行っていない。ただし、平成 26 年度までに採択し、整備された施設に対し、その整備が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過したものについて、事後評価を実施することとなっている。</p>
<p>短期借入金の限度額</p>	<p>○ 砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 28 年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及びさとうきびの増産による国内産糖価格調整事業の支出の増加により 33 億円の当期損失が生じ、平成 28 年度末における繰越欠損金は 254 億円と増加したが、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されて減少してきているところであり、繰越欠損金の解消に向けて、今後もこうした取組を継続する必要がある。</p>	<p><b>【平成 29 年度】</b></p> <p>○ 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省により決定されている。</p> <p>○ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)による指摘を踏まえ、砂糖勘定の累積欠損を低減するため、平成 22 年 10 月から指定糖調整率を引き上げる等の関係者による取組が実施されている。</p> <p>平成 29 年度においては、10 億円の欠損（調整金等収入 485 億円に対し、交付金等支出 495 億円）が生じ、これを前年度末の繰越欠損金に加えた平成 29 年度末における繰越欠損金は、263 億円となった。</p> <p>なお、砂糖勘定における短期借入金の借入コストの低減を図る取組として、一般競争入札により借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）は、0%となった。</p> <p>また、年末年始を除く全ての借入期間を 1 週間以内としたことにより、変動利率（日本円 TIBOR）も最も低くなったところであり、借入利息の抑制を図ることができた。</p> <p><b>【平成 30 年度】</b></p> <p>○ 当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交</p>

		<p>付金単価等は、農林水産省により決定され、機構がコントロールできる仕組みとはなっていないが、砂糖勘定には引き続き累積欠損がある中で、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成 22 年 9 月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金交付等を引き続き適正に実施する。</p> <p>○ 併せて、短期借入れを行うに当たっては、借入金融機関の決定に際し一般競争入札を実施するとともに、年末年始を除く全ての借入期間を 1 週間以内とすることにより、引き続き借入コストの抑制に努める。</p>
--	--	---